

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 25号

✓2013年9月30日発行

「息子が誘拐された。犯人は妻だった」

と思いつつも、どこに行ってもそんな話が通用しなくて、その後子どもと会えなくなって、鬱々と暮らしている人は少なくない。

微力ながら運動を始めて5年。ハーグ条約への加盟もあって、ようやく「連れ去り」という言葉が市民権を得つつある。最大の抵抗勢力は、日弁連をはじめとする弁護士たちや、裁判所の職員たち、いわゆる「法律村」の村人だ。さまざまな不正を追及してきたが、「情報隠しと安全神話」に胡坐をかけた恐ろしいほどのお上意識に、いったい風が吹くのだろうか、と気が遠くなることもある。

そんなある日、電話があった。ポスターを作りたいのだが、協力してもらえないかという問い合わせだった。いくつか似たような団体を見たが、一番趣旨が合ったのがkネットなのだという。うれしいことだ。それで見せてもらったのがいくつかあるコピーの中で一番強烈なこのコピーだった。

「いいんじゃないでしょうか。そろそろスコーンと言う時期かもしれません」とぼくは言った。メンバーには話を通すことを約束して、話がついた。その後、このポスターは東京コピーライターズクラブのコンテストで入賞した。でもkネットに資金が潤沢にあるわけでもなく、なんとかお金を集めて、このポスターを広めようとパーティーをすることにした。会報でも連載していただいている堀尾さんの本『子連れの離婚をする前に』も参加者には配布予定。ぜひ参加ください。そしてポスターを街に貼ろう。



kネット・スイッチパーティー「息子が誘拐された。犯人は妻だった。」

■パネルディスカッション 共同親権に気づいた私たちの変革

コメンテーター＝木戸寛行(クリエイティブ・ディレクター、コピーライター) ポスター「息子が誘拐された。犯人は妻だった。」を制作。／堀尾英範(医師、『子連れの離婚をする前に』著者)／原健二郎(チャイルドネット株式会社社長)／杉山程彦(弁護士)、進行＝宗像充(ライター、kネット運営委員)

★日時 2013年10月26日(土)12:45会場13:00開始～16:30終了

★場所 東銀座313ビルセミナールーム

★内容 パネルディスカッション「共同親権に気づいた私たちの変革」とスイッチパーティー
(ワンドリンク、軽食付き。一品持ち寄りも歓迎です)

★チケット 前売り3000円、当日3500円(定員になり次第締め切らせていただきます)

★申し込み方法 電話またはメール(ホームページに申込フォーム有)で郵便番号・住所・氏名・電話番号をお知らせの上、口座まで入金ください→■三菱東京UFJ銀行国立支店(普)0072170ケイネット



原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク

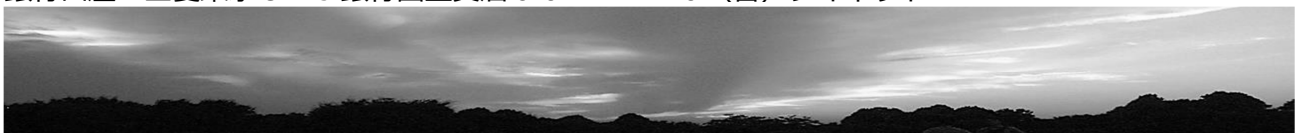
〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名:kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(普)ケイネット



● 主張

最高裁婚外子差別違憲規定は、親子関係の平等を認めた画期的判断である

杉山程彦

最高裁は、9月3日に、婚外子の相続割合を嫡出子の2分の1とする民法900条4号但し書きについて、違憲判断をした。

たいへん画期的な判断であり、私は、裁判所もたまにはいいこというなあと感じた。この判決は、端的に言えば、法律上の身分関係がなんであれ、親子関係に差別は許されないというものである。

相続は、死亡時の財産金銭面での精算であるが、是非とも、生きている間の人と人としての関係である親権についても、この考えを適用させたいものだ。

たとえば、A、B二人の子供がいて、Aは自身が監護し、Bは元配偶者の元にいるとする。現状の現行単独親権下の月イチ面会なら、Aに注がれる愛情と、Bに注がれる愛情は、30対1ということになってしまうであろう。これを不平等といわずして、なにを不平等というのか。

また、一人っ子や、全員を同じ親が監護する場合でも同様である。両親がそろった家庭なら、両親からの愛情が注がれるのに、離婚し単独親権となると、一方の親からの愛情が十分に認められなくなる。

離婚という子どもからみれば、自分の努力とは無関係な場所で発生した法律関係の変動で、子供自身が法的な差別を受けるいわれはないのだ。婚姻家庭も離婚家庭も、また結婚によらないで生まれた子供も、平等に両親から愛される権利を持つべきなのだ。

ところで、今回の最高裁決定は、婚姻や家族のあり方についての国民や社会の変化を詳細に認定し、判断の基礎としている。

離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数の増加や、諸外国における相

続分に関する差別の撤廃され、欧米諸国では嫡出子と非嫡出子との差異が現存する国はなく、世界的にも限られた状況になっていること、国際人権規約や児童の権利条約に関する条約に日本も批准したこと、差別解消のため諸制度について立法化されたことを、違憲判断の論拠とした。

離婚後の単独親権も、世界的に限られいるし、離婚後も両親双方から愛情を注がれることについての権利はまさに子供の権利条約に関わることである。また、差別解消のための立法化として、昨年民法766条が改正され、現在ハーグ条約の批准が目の前まで来ている。

社会情勢の変化という点でも、単独親権の見直しは、相続における差別と同じ状況にあるのだ。

来る、10月26日にて、私はパネラーの一人として発言する。

単独親権制度そのものの違憲性や、現行の家事手続の不平等性について、違憲絵はないかと問題提起する。

少なくとも、現時点の司法界では「おまえにいつているのだ」とあきれられる主張と思われるであろう自覚はある。

しかし、近い将来、共同親権が当然のように憲法上の人権であると認められる日が来ることを私は確信している。

それが、違憲判決となるか、立法府による法改正となるかは知るよしもないが。

婚外子差別違憲判決については最高裁HP(アドレス)をご参照ください。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>



新手の犯罪「F P I Cへの利益誘導型人質弁護」

ハーグ条約批准が目前に迫ったこともあって、家庭裁判所やその関係者たちの面会交流への「意気込み」は、以前よりはましになっている。しかし結局のところ、同居親が子どもを持っているため、同居親の意向を重視した調停運用は相変わらずだし、それは結局別居親への公正な手続きをスキップするという結果になる。たとえば、初回調停では相手方の欠席を調整もせずに許すとか（これは千葉家裁の書記官が不適切と認めた）、双方の主張が折り合わない場合は、別居親の意見を聞かないとかだ。子どもの受け渡しの場所をどこにするとか、細かいことで折り合わなければ、じゃんけんにするとかできそうだし、実際、家事事件手続法は改正されたので、こういった場合にも裁判所の判断は審判で求めやすくなった。裁判所は子どものために紛争を長引かせないために迅速に介入できるし、あえて別居親の意向を排除する必要もない（もとより前からできたことで別居親をなめてただけだ）。

根本的には、「子どもは二人の子どもなんだから、私たちに会う会わせないなんて決める権限はない。会わせるのがいやなのはわかるけど、そんなにいやだったら、単独親権制度なんだからあなたが子どもに会いに行く側になるしかない」と言えすむ話を、同居親にびびって調停を長引かせている。以前は「法律がないから」「強制力がないから」というのが家裁の「逃げ」だった。今は「実効性のある法律がないから」というのが「逃げ」のようだ。子の引き渡しでは直接子どもを「捕獲」に行く。面会交流で直接強制をしたほうがよっぽど奪い合いは予防できる。この人たちはいつまで自分たちの慣行を守るために、莫大な量の税金を無駄遣いしている。というかいつになったら仕事するの。

最近では、「会いたかったらF P I Cじゃないと」という弁護士の人質取引に、裁判官が乗って月1の交流をさせるというのがよくある手だ。それあんたたち犯罪でしょう。こうなるともう、税金の無駄遣い以上に業界利益のための「利益誘導」と呼ばれてもしょうがない。F P I Cは別居親が協力しないと「あんた親じゃない」と暴言を吐く。バレないと思ってやってんのかねえ。（宗像 充）



版

★国立交流会

日時・一〇月二〇日(土) 一三〇〇〇〜一五〇〇、場所・国立公民館中集会室、参加費無料、問い合わせ・kネット

★kネット運営会議

日時・一〇月二〇日(日) 一五三〇〇〜一七三〇、場所・国立公民館中集会室、はじめて参加される方は事前にお問い合わせください。

★銀座交流会

日時・一〇月二二日、十一月二六日(毎月第四火曜日)、一九〇〇〜二一〇〇(入退出自由)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円(運営費含む)、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇(植野) *日程の変更がありえますのでご確認ください。

★宮崎交流会

日時・一〇月五日、十一月二三日(毎月第一土曜日) 一八〇〇〜二〇〇〇、場所・宮崎市民活動センター(宮崎市橋通西一の一の宮崎市民プラザ三階 参加費無料、

問い合わせ・〇九八五・四七・六七九七、メールknetmiyazaki@yahoo.co.jp *日程の変更がありえますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・一〇月一二日(毎月第二土曜日) 一八〇〇〜二〇〇〇、場所の詳細はお問い合わせください、問い合わせ・〇七〇・五二七〇・三二五 一、メール

kagoshimaoyako

@willcom.com *日程の変更がありえますのでご確認ください。

★別府交流会

一〇月一九日、(毎月第三土曜日) 一八〇〇〜二〇〇〇

【場所】別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・五〇〇円、メールitumo.itumademo.

oyako@gmail.com *日程の変更がありえますのでご確認ください。

★kネットスイッチパーティー

日時・一〇月二六日(土) 一二四五開場一三〇〇開始〜一六三〇終了、場所・東銀座313ビルセミナールーム、内容・「共同親権に気づいた私たちの変革」コメンテーター木戸寛行、堀尾英範、原健二郎、杉山程彦、進行 宗像充ノ一四四〇〜スイッチパーティー(ワンドリンク、

軽食付き。一品持ち寄りも歓迎です)、チケット 前売り3000円、当日3500円(定員になり次第締め切らせていただきます)、主催・kネット

★コトオヤネットさつぼろ(と面接交流ネット)の定例会

日時・一〇月一九日一三〇〇〜一五〇〇、場所・レストラン「Robata 魚一心」札幌市白石区南郷通二三丁目南三一(地下鉄東西線「南郷一三丁目駅」二番出口下車セイコーマート隣、問い合わせ・〇一一・七七七・九三三一(カタラン菊之進)

【kネット国立事務所】

〒一八六・〇〇〇二東京都国立市東三・一七・一一B・二〇二(郵便はこちらにお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

交流会、グループワーク、セミナーの開催はこちらです(こちらでは郵便物は受け付けてません)。東京都中央区銀座三・一三・一九東銀座三一三ビル八階、最寄り駅 地下鉄東銀座駅徒歩三分、銀座駅徒歩一〇分。晴海通りから歌舞伎座のある通りを入り、マガジンハウスのある並び。銀座三丁目郵便局斜め向かい。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビ―活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を年四回を目標に発行しています。会員・賛同者を募っています。

年会費(会員は別居親とその家族)・三〇〇〇円、賛同者による賛同金・三〇〇〇円。またご寄付を募っています。会費、賛同金、ご寄付は以下にお振込みください。活動のためにみなさまのご協力をよろしくお願いします。

■郵便振込 〇〇130・5・4

72679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行 国立支店0072170(普)ケイネット*口座名が略称になりました。(銀行口座をご利用の場合はメール、ファックスにてお名前ご連絡先、住所をお知らせください) メール info@kyodosinken.com